

川辺町家庭廃棄物処理装置購入に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策として、一般家庭から出る廃棄物の家庭処理を推進するため、自家処理を目的としたごみ処理装置の購入に対し補助金を交付することに関する、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱において補助金の対象となる家庭廃棄物処理装置(以下「装置」という。)は、次の各号に定めるものとし、町内に住所を有する者が、自家処理用に購入し、設置した装置とする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 生ごみを分解することを目的とし、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のものとする。
- (2) 電動生ごみ処理機 電動により生ごみを堆肥化処理、又は乾燥処理を行う機器とする。
- (3) 剪定ごみ粉碎機 剪定枝等を粉碎する機器とする。

2 補助金の交付の対象となる装置の数の上限は、次に定めるところによる。

各装置 1世帯5年につき1基

3 第1項の規定にかかるわらず、町税等を滞納している者は補助の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

| ごみ処理機器種類 | 補助金の額 | 限度額 |
|----------|-----------|---------------|
| 生ごみ堆肥化容器 | 購入金額の2分の1 | 1基当たり 3,000円 |
| 電動生ごみ処理機 | | 1基当たり 20,000円 |
| 剪定ごみ粉碎機 | | 1基当たり 20,000円 |

(補助金交付申請書)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、装置購入日から60日以内に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 装置購入領収書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容及び条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金交付の決定を受けた者は、速やかに請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(監督)

第7条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認めたときは、当該補助金を受けている者に対し、必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、装置の設置の完了を確認した後交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。